

◆産構審 商品取引所分科会 商取法改正に向けて始動 .....	1 ~ 3
◆先物協会 第9回臨時総会 20年度定率会費は10銭引き下げ .....	4
◆(社)全商連 解散の集い 時とともに姿変え、精神引き継ぐ .....	5
◆外務員数、34年振りの低水準 .....	6
◆会員の役職員等に対する特別指導等プログラム 商品事故等に関与する件で特別指導 .....	6 ~ 7
◆日商協認定 上級外務員 第1回は11社19名を認定 .....	7
◆CMEグループがNYMEX買収で合意 実現は行政の認可次第 .....	7 ~ 8
◆[私の意見] 時事通信社編集局総務・解説委員 倉沢章夫氏 日本が欧米並みになる道はあるのか .....	9 ~ 10
◆先物アーカイブス “省壁”を乗り越えて 中部3取引所が合併 平成8年10月1日 .....	10 ~ 11
◆第17回商品取引員親睦野球大会 .....	12
◆会議等予定 .....	12

## 産構審 商品取引所分科会

### 商取法改正に向けて始動 業界変革後の方向性をどう示すか

経済産業省と農林水産省は3月27日に産業構造審議会商品取引所分科会（分科会長＝尾崎安央早稲田大学大学院法務研究科教授）を開き、先に政府が「経済財政改革の基本方針2007」で示した方針に則って商品先物市場の機能強化について話し合う一方で、苦情が増加傾向にある海外商品先物取引に関しては委託者保護の強化を前提に、トラブルの多い業者の規制のあり方について検討に着手することを決めた。商取分科会では下部組織を設け今月にも具体的な検討を始める方針だ。



商取分科会風景

商取分科会は経産大臣・農水大臣が産構審に対し「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度の在り方いかん」との諮問を発したことを受け、昨年12月に公表された「中間整理」を踏まえ、今後の商品先物市場のあり方について検討を進める。

「中間整理」はわが国商品先物市場の今後の課題及び金融市場との関連をまとめた内容であり、これを受け農水省は今年1月から「農産物商品市場の機能強化に関する研究会」を立ち上げ、東穀取を中心に今後の取り組むべき課題を整理して報告書案を作成した。具体的には、農産物市場は新興経済国の成長とバイオエネルギーの需要増、地球温暖化の影響によると考えられる干ばつで国際市況が高騰。さらに、金融市場問題に絡んで投機資金が流入したことから一層の価格上昇を演じるなど、「世界的にめまぐるしい展開」(農水省平尾豊徳総合食料局次長)を迎えている。こうした環境の中で農産物市場が産業基盤としての役割をきちんと果たせるよう「市場の強化と役割の拡大」を掲げた。

他方、経済産業省は「中間整理」前に「工業品先物市場の競争力強化に関する研究会」で競争力強化策をとりまとめており、これを受けて東京工業品取引所は今年1月7日から取引時間の2時間延長を実施した。今後さらに23時までの取引延長を経て、最終的には24時間化を目指す方針だ。また、それを可能とするために「世界最高水準」の電子取引システムを08年度中に導入することも決めている。

さらに、経産・農水両省は2月末から共管で「クリアリング機能強化に関する研究会」を開催し、市場の信頼性を担保するために不可欠な存在としての日本商品清算機構(J C C H)について、基本的な経営基盤からの見直しを始めたところだ。

## 取引時間の延長は経営上の判断

委員間の議論ではこうした商品先物市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、名古屋大学大学院の家森信善教授が取引時間の延長に係る効果を質問した。これに対し東工取の南學政明理事長は「出来高が2～3割拡大し、取引員も収益がコストを上回っていると聞くので成功だった」と回答。その原因の一つとして「ロンドン(貴金属)市場との裁定取引の活発化」を挙げた。

取引参加者については、住友商事の高井裕之金融事業本部副本部長が「海外からの確実な増加」を指摘。加えて「東工取価格を対象としたO T C(相対)取引の流動性が増大」していると波及効果を挙げた。高井氏によれば、貴金属市場については、これまで日本時間の午後3時30分から同6時まで「取引の空白時間」があったが、東工取の時間延長はこの空白時間を埋める効果があり「効果はてきめん」だったと述べた。

また、F I A ジャパン理事でC M E グループの久野喜夫日本代表は、日本の商品先物市場が将来的な目標とする24時間取引は「ビジネス意識の問題」とし、C M E(シカゴ・マーカントイル取引所)では、必ずしも24時間連続して取引(流動性)がなくても「コア時間帯の取引が増加する」との判断に基づいて24時間化を決めた経緯を説明。「24時間(市場が)開いていることの安心感を投資家に提供することが重要」だとした。

ただ、カーギルジャパンの佐藤広宣穀物油脂本部穀物グループ統括部長は、24時間取引では「いつでも取引できるよう流動性を確保することが重要」としつつも「海外玉が入ってくるシステムと制度を作るべきだが農産物市場は不利な気がする」と商品市場別の対応を示唆した。

家森教授はその他にも、金融商品取引法の改正で商品先物市場への参入が容易になった銀行の取組について、銀行代表の委員に質問した。これに対し、みずほコーポレー

ト銀行の中島敬雄常務執行役員は「金融のプロとして積極的に市場参入を検討していきたい」と回答した。しかし、銀行が「アマに金融商品の形として(商品先物を)販売することには強い規制」があるため時期尚早だとした。

## 下部組織として海外商品先物小委員会を設置

海外商品先物取引業者の規制は、商品取引所分科会の下部組織に当たる「海外商品先物取引等小委員会」を設置し、「委託者保護強化の観点から」(経産省小山智商務課長)検討する。

海先取引は従来、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(海先法)」と、同法でカバーできない部分を「特定商取引に関する法律(特商法)」で不当な勧誘行為を禁止するなどしてきた。しかし、海先取引に関する苦情は、国民生活センターに寄せられているだけでも今年の2か月で900件近くにのぼっており、前年比でも3割以上増加している実態がある。しかも苦情相談の内容も「高齢者の狙い打ち」、「取引内容を十分理解しないままの契約」、「強引な勧誘」、「解約・返金の拒否」など悪質なケースが多い。こうした事態を受け、農水・経産省は業者に対する立入検査や行政処分を課してきたが、改善の気配はうかがえない。背景には、参入規制の不在とそれによる業者の実態把握の不十分さがある。

海先業者との混同は商品先物業界が長年にわたって苦しめられてきた問題だが、国策として「商品先物市場の機能強化」を打ち出した今こそ「適切な対処をしておかないと誤ったイメージを拭い切れなくなる」(尾崎分科会長)ほど重要な事項に位置づけられる。

これについて久野委員は「ここ最近、自己責任をとれる投資家からCMEの上場商品に関する問い合わせが少なくないが、どこに紹介していいかわからない」と潜在的な需要があることを指摘した。同取引所の商品を「セールスするためにも(海先業者を)クリーンかつ透明にしてもらいたい」と要望した。

また、高井委員は「海外の商品先物市場に日本の個人投資家が迷い込んでしまった結果、予想外の損失が発生するというなら厳しく規制すべき」と指摘した。しかし、「そもそもまっとうなロコ・ロンドン市場」を日々のビジネスの場として利用している立場からは「プロが使いにくくならないように」との注文をつけた。

小委員会の主な検討事項は、①効果的な法執行を行うための規制(入口規制)のあり方、②行為規制のあり方、③委託者資産保全のあり方、④海先法と特商法との関係、⑤消費者啓発のあり方——など。委員の選任は尾崎分科会長に一任、4月中に第1回を開催したのち、6月上旬ごろまでに合計4回程度の会議を経て議論を取りまとめる。

## 20年度定率会費は10銭引き下げ

先物協会は3月19日に第9回臨時総会を開催し、3月4日の理事会を経て付議された平成20年度の収支予算案及び事業計画案などを承認した。会費については、平成19年度の定率会費の確定単価は予納額と同じ1枚当たり2円50銭としたが、同20年度の予納単価は19年度から10銭引き下げ2円40銭とした。また、従来の定額会費（1社一律1万円）は資本金額別に月額1～3万円の規模別固定会費とするほか、定率会費の収入が予算額を超過して返戻する場合には売買高の多い会員の返戻を遡増する“ボリューム・ディスカウント制”の導入を決めた（詳細は本紙3月号参照）。



臨時総会風景

20年度の事業計画の主なものとしては、①制度改善・経営改善に係る事業（事業転換や多様化、取引時間の延長・24時間化を踏まえた受託業務の体制整備など）②商品先物市場の競争力強化に関連して開催中の産構審商取分科会への意見反映、③商品取引所を全面に出した先物利用知識の普及啓蒙活動の継続、④商品先物市場の正しい理解と認識の醸成を目指した対メディアPR活動——などを展開する。

これら事業を執行するための総予算は3億6,458万円。これを会費収入2億7,088万円（前年度予算対比3,812万円減）のほか、19年度からの繰越収支差額7,769万円（同3,816万円増）、運営準備金取崩収入1,500万円（同1,250万円増）などでまかなう。

### 官民一体となった取組必要

議事に先立ち挨拶に立った加藤雅一会長は、まず、2月4日の会員代表者懇談会で両主務省、取引所理事長から説明を受け「商品先物市場を取り巻く環境変化の大きな潮流について（会員が）理解を深め、共通認識を持てた」と謝意を表明した。

次いで、「平成19年12月に公表された経産省・農水省の『今後の商品先物市場のあり方について（中間整理）』及び金融庁の『金融・資本市場競争力強化プラン』により、いかにしてわが国の金融・資本市場（商品先物市場含む）の国際競争力を高めるかという観点から、国の施策として次の商品取引所法の改正も視野に入れてその取組みの方向性が示された」と指摘。これを受け先物協会としても、商品先物取引業界の現状を打破するために、官民一体となった取組みが必要との考えを述べた。また、先物協会は、これまでは現行法の中でできるものから早急に対策を打ち出す取組みをしてきたが「これに加えて法改正も視野に入れた検討もしなければならない」と訴えた。

## 時とともに姿変え、精神引き継ぐ

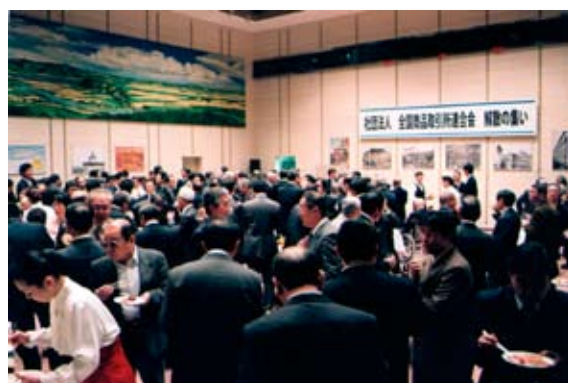
3月末で41年の歴史に幕を引くことが決まっていた社団法人全国商品取引所連合会は同25日に東京穀物商品取引所1階ホールで解散の集いを開いた。

昭和42年に社団法人として設立された全商連は、かつて20を超えた全国の商品取引所の連絡調整役を務めると同時に、各種の統計資料の作成、先物に関する調査研究の実施、法制度改正時の提言とりまとめなど重要な役割を果たしてきた。しかし、その取引所も4所になったことから解散を選択せざるを得なくなった。

初めに挨拶に立った全商連会長の渡辺好明・東穀取理事長は、戦前の東京米穀取引所の立会場に揚げられていたという渋沢栄一翁の「名を成すには毎に窮苦つねの日に在り、事の取るは多く得意の時に因よる」との言葉を引用し、出来高の減少で重いムードが漂う業界に現状打破の心構えを示した。また、業界にとって全商連は「卵をヒヨコにかえす孵卵器の役割を果たした」としたうえで、全商連が育んだ使命感、信念は各団体に引き継がれていると強調した。

全商連は4月以降、任意団体の「商品取引所連絡会」に名称を変え、統計資料の作成や取引所間の連絡調整機能、商品取引所問題研究会の開催を引き継ぐ。

解散の集いには業界OBを含む約180人が出席、賑やかで和やかな会になった。



解散の集いの懇談風景

### 【来賓・関係者のあいさつ】

- **経産省の寺坂信昭・商務流通審議官**「半世紀近くにわたって大変な活動をしてこられた。商品先物市場を巡っての本格的な議論が再開されているが、その経済的役割を再認識し、行政として何ができるのかを皆様と密な連携を保ちながら具体化していきたい」
- **農水省の町田勝弘・総合食料局長**「その時の制度改正に当たって大きな役割を果たした組織が解散するのは寂しい気持ちになるが、内外の大きな情勢変化で、業界変革も待たなしの状況にある。これまで活動に感謝と敬意を表す」
- **高橋弘元近畿大学大学院教授**「(全商連の業務の一環である)『商品取引所問題研究会』の座長を35年間務めてきた。ここから教授、講師など研究者が商品取引所の進路を探求して執筆し続けた『商品取引所論体系』13巻が生まれた。世界の先物市場は大きな構造転換期にある。研究が続くことを熱く念願する」
- **全商連副会長の南學政明・東工取理事長**「さまざまな活動を展開してきたが、全商連はこのたびその歴史的な使命を終え、新たにコンパクトな組織となってやるべきことをやっていく」

## 外務員数、34年振り7,000人割れ

日本商品先物取引協会の調べによると、3月末の登録外務員数は6,926人で1年前に比べ2,752人、率にして28.4%減少していたことがわかった。昭和49年3月末の6,689人以来、34年振り

の低水準となった。  
平成19年度の新規登録者数は1,668人と前年度より1,027人(38.1%)減少。一方、登録抹消者数は4,420人と前年度(5,072人)より652人(12.8%)減ったものの依然として多い。

### ●登録外務員数の推移

(単位：人)

	新規登録	更新	抹消	月末外務員数
H 19年／4月	82	24	629	9,131
5月	66	17	272	8,925
6月	127	35	272	8,780
7月	866	235	318	9,328
8月	78	26	318	9,088
9月	16	7	411	8,693
10月	108	31	442	8,359
11月	57	27	367	8,049
12月	114	17	330	7,833
H 20年／1月	66	8	243	7,656
2月	38	7	430	7,264
3月	50	23	388	6,926
累 計	1,668	457	4,420	

## 会員の役職員等に対する特別指導等プログラム

### 商品事故等に関与する件で特別指導

日本商品先物取引協会は3月5日に理事会を開き『会員の役職員等に対する特別指導プログラム』の導入を決めた。すでに平成18年末から実施している『商品取引トラブル解消アクションプログラム』による自主規制活動に加えて、2つのプログラムを一体的に実行することで、商品先物取引に係るトラブルの解消に努める。『特別指導プログラム』は即日実施に移された。

新たに『特別指導プログラム』を導入したのは、商品先物取引の信頼性向上が目的。昨年12月に産業構造審議会商品取引所分科会がまとめた「今後の商品先物市場のあり方について(中間整理)」には、「委託者トラブル解消に向け、行政、関係団体、取引所、取引員等の各主体がスピード感を持って全力を尽くし必要な取組を進めていくべき」との内容が記された。日商協では、これを受け「トラブル解消に向けた取組をいっそう加速することとした」と説明している。

『アクションプログラム』と『特別指導プログラム』の最大の違いは、前者が主に会社を対象とした法令順守のためのプログラムであるのに対し、後者は登録外務員を中心に役職員個人を対象としている点である。また、①特別指導、②集中指導の実施、③会員間移動時の商品取引事故に係る調査——の対象とする場合に苦情等の件数を明示したことで透明性を上げた。

具体的には、特別指導の対象となるのは、商品取引事故の確認申請関連の添付資料もしくは損失補てんに関する事故報告書に記載された商品取引事項(値合金処理及

び会員が提起した訴訟を除く。)または商品取引事故等報告書に記載された未取引に係る苦情が平成19年10月1日以降に3件に達した役職員となる。また、日商協が未取引に関する苦情を受け付けた場合には「発生の都度」特別指導の対象とする。さらに、関与した役職員は「本人だけでなく営業および管理部門の役員」も事情聴取を受け、改善が指導されるが、再発の場合には綱紀委員会に諮る旨の警告が発せられ、かつ会員代表者に「当該役職員に対する管理・指導の徹底を要請する」としている。そのうえで、この措置を受けた者がその後事故に関与した場合には、会員の役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則第6条に基づく調査及び事情聴取の対象となり、場合によっては処分もあり得る。

集中指導（集合研修等）は、現在、外務員として登録されている者すべてを対象に、過去の苦情・紛争・事故への関与件数を調査したうえで、10件以上の者に実施する。

会員間移動時の商品取引事故に係る調査は、会員の役職員が他の会員に移動した際に実施する。新たな雇用主会員が登録申請をした時に、その役職員が過去10年以内に10件以上の苦情等に関与していた場合、「6条調査の必要性の有無について評価検討する」もの。その期間の「目安は半年」で、その間は登録手続きを保留するとしている。

日商協認定

上級外務員

## 第1回は11社19名を認定

コンプライアンス、商品先物取引知識などの点で特に優れた商品取引外務員を日本商品先物取引協会が「上級外務員」として認定する制度（平成19年9月に規則制定）の初の合格者が3月26日発表された。

20年2月2日に東京と大阪で論文筆記と口頭試問の試験が実施され、11社30名が受験した。その後、認定審査委員会で慎重に審査して11社19名を合格とした。認定者にはゴールドの帯を付した登録外務員証を交付する。

初の認定者を出した商品取引員は以下の各社(50音順)。アルフィックス、岡藤商事、かざかコモディティ、新日本商品、東京コムウェル、日本ユニコム、ハーベストフューチャーズ、フジフューチャーズ、三菱商事フューチャーズ証券、明治物産、豊商事。

CMEグループがNYMEX買収で合意

## 実現は行政の認可次第

CME-G（シカゴ・マーカンタイル取引所グループ）は3月17日、NYMEX（ニューヨーク・マーカンタイル取引所）の買収に係る諸条件を定めた契約を、NYMEXとの間で締結したと発表した。買収額は約94億ドル（約9,400億円）。CMEは昨年、シカゴのライバル取引所CBOT（シカゴ・ボード・オブ・トレード）を買収してグループを形成したばかり。このため新たにNYMEXの買収が実現すれば、金利、外国為替、株価指数から農産物、金属、石油まで広い取引商品群を持つ、名実ともに世界最大

のデリバティブ取引所が誕生することになる。

CMEによるNYMEXの買収は、市場関係者の間では長くうわさにのぼっていた。特に、NYMEXが2006年に電子取引システムにCMEが開発した『グローベックス』を利用するようになってからは、そのうわさが現実味を帯びていった。

かつての米国の三大デリバティブ取引所がひとつになるとどうなるか。2007年の数字を当てはめてみると、先物取引の出来高はCME 14億1,542万枚、CBOT 8億9,552万枚、NYMEX（COMEX含む）2億7,740万枚で合計は25億8,835万枚となる。一方、全米の先物取引の総出来高は26億4,456万枚。すなわち、先物取引に関しては97.9%のシェアを持つ圧倒的な取引所となるのだ。

しかし、実はこの事実が合併の実現を難しくする可能性を生じさせている。独占禁止法の存在がそれだ。

米国では取引所の買収には行政の認可が必要となる。昨年CBOTの買収が認められたからといって、今回もまたNYMEXの買収が認められる保証はどこにもない——というのが米国の市場関係者の声でもある。

さらにいえば、米司法省はさる2月に、清算機関を内包する取引所、すなわち、インハウス型クリアリングハウスの取引所に対して清算機関の分離を要請した事実がある。もちろんCMEはそのうちのひとつだ。

では司法省がCMEとCBOTの買収を認めた昨年と現在とでは何が変わったのか。答えは「官僚の考え方」だと英紙ファイナンシャル・タイムズは指摘する。取引所の清算機関に対する支配が新たな取引所の市場参入を阻み、そのために競合が難しくなっているというのだ。

同紙は2月6日付の記事「CME、政策変更が清算に落とす影との戦いに直面(CME faces fight as U-turn looms over clearing)」で同省独禁局の高官トーマス・バレット氏の「われわれは取引所が清算機能を支配することに手をつけてこなかった旧来の行政体系を変えることこそ取引所間の大いなる競争を促すことになると期待している」とのコメントを引き合いに出し、このことを裏付けようとしている。

仮に、CME-Gの清算機関が取引所から独立したらどうなるか。収益のおよそ7割を取引手数料と清算手数料によるCME-Gにとっては大いなる脅威となるはずだ。これに対してCME-Gのテリー・ダフィー会長は、インハウス型の清算システムを持つ同取引所が100年を超える歴史の中で「エンド・ユーザーに効率性以外の何物ももたらしたことがない」ことを強調している。さらに「デフォルト・ゼロのシステムを変える意味はない」と言いきる。

結論はまだ見えてこない。





## 日本が欧米並みになる道はあるのか 大変革が必要、その方向に進んでいる

米国の低所得者向け高金利型(サブプライム)住宅ローン問題に端を発した金融不安を背景にコモディティ(商品)市場が緊急避難のマーケットになったような観がある。既に21世紀に入って以降、欧米の各種商品先物相場は上昇基調をたどり、最近では従来にないレベルに到達、商いは活況を呈している。ところが、欧米市場の隆盛とは裏腹に日本の商品先物市場は不振を極め、業界は塗炭の苦しみにあえいでいる。

倉沢 章夫 氏

この彼我の差をどうとらえたらよいのだろうか。元々、日本の商品先物市場は異質だという見方もある。生産者など当業者の参加が少なく、投機家が支配するマーケットで、営業手法が詐欺師まがいの悪質な業者がいるとの厳しい意見だ。しかし2005年の改正商品取引所法施行以来、商品取引業者の数は半減し、そうした悪質な業者は大分駆逐された。

企業の廃業・業態転換が多く、欧米流の合併・買収による業界再編というには程遠いが、業界再編の過程で整理・淘汰が進んでいる。

その意味では商品先物業界の不振は生みの苦しみということもできよう。ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)東京事務所のトーマス・マクマン所長はかつて、先物先進国である米国でも大変革の時代を経、その結果、「米国の先物業界は投資適格の『A』と、証券業界とほぼ同じになり、今日に至っている」と述べた。しかも、日米は、資本規制や業界再編などの面で酷似していると指摘した。マクマン所長はまた、「コモディティはどんな国でも基礎産業だ。金融ツールとしていかに活用するか、米国ではこの25年余りにわたって経験したことである。それと同じ展開が日本でも起きるだろう」と語っていた。

米国では1970年代末から80年代にかけて大変革が起きた。業界再編の過程で、合併・買収が進み、生き残った企業以外、多くの企業が大企業に飲み込まれたりした。

競争激化の中で、合併などによって規模を拡大した方がベターな場合もあろう。そうして核となるいくつかの業者が他の中小業者を飲み込み、生き残る。米国では、淘汰の結果、大手金融機関とは関係のない独立業者はそれほど多くはないが、規模はかなり大きいようだ。

マクマン所長によれば、変革前の米国の商品先物業界は、日本の業界構造と非常に似通っていたという。日本の業界再編も米国と同様の流れにあると考えたい。

一つのポイントは、証券業における証券取引委員会(SEC)と同じ役割を商品先物市場で果たす商品先物取引委員会(CFTC)が設立されたことだ。CFTCは独立政府機関として、市場を監督する行政機関である。

日本にはCFTCのような商品先物全般を監督する行政機関がない。日本の場合は、商品先物の監督機関は工業品が経済産業省、農産品が農林水産省に分かれている。

CFTCは独立政府機関として、強い権限を行使して、熱意ある行政を行うこと

ができる。このような日本版C F T Cを作る必要がある。

米国では、ポールソン財務長官が最近、米金融監督体制の抜本改革案を発表、細分化されている金融監督官庁の統合を進めるため、S E CとC F T C、貯蓄金融機関監督局(O T S)と通貨監督局(O C C)などの統合を提案した。この提案に関してはC F T Cのルーケン委員長代行は、規制当局の官僚制度の肥大化が現在のC F T Cの優位性を損ねる危険性もあるとの懸念を示している。サブプライム問題を受けて米国の動きも急だ。

日本でも行政当局に危機意識が生じているようだ。経産省に続いて農水省が「農産品市場の機能強化に関する研究会」を設置、東京穀物商品取引所の活性化に向けた提案を模索している。これはこれで遅まきながらも好ましい動きといえる。

米国ではまた、銀行など金融機関の商品先物市場への参加が増えた点にも留意すべきだ。1976～77年当時、例えば大手米銀チェース・マンハッタン銀行では商品部門のスタッフはわずか6人だったが、今や6,000人を超えている。日本でも、大手都銀など有力金融機関に商品先物担当者が少しずつだが増えているし、証券大手も商品市場に参入してきた。

ところで日本の場合は、当業者不在がよく言われる。生産者などにヘッジ機能の重要性をよく理解させることが求められる。手前味噌だが、その意味でメディアの役割も重要だ。

日本版C F T Cの設立(無理ならば監督当局の熱意ある行政姿勢)、金融機関の参入、独立業者の淘汰、当業者の市場参加など大変革が必要であり、事態はそのような方向に進んでいると考える。

●倉沢章夫(くらすわ としお).....

1977年東京大学文学部卒。時事通信社のニューヨーク、ロンドン各特派員を務めた後、外国経済部デスク・次長、商品経済部長を経て、現在、編集局総務・解説委員。2006年から東京工業品取引所指数運営特別委員、2008年に農林水産省の「農産物商品市場の機能強化に関する研究会」委員を委嘱される。著書に「ロンドン特派員余録ーイギリスの裏庭から」(千早書房)、「国際商品市場リポート＝繁栄する米欧、沈滞する日本」(同友館)がある。

**商品先物 アーカイブス** *Futures Archives*

# “省壁”を乗り越えて

## 中部3取引所が合併

平成8年10月1日

愛知県下には戦前6つの取引所があった。名古屋米穀取引所、名古屋株式取引所、岡崎米穀取引所、豊橋米穀取引所、(以上株式会社組織)、名古屋綿糸布取引所、豊橋乾繭取引所(以上会員組織)がそれぞれ、大阪(4つ)、東京(3つ)を圧していた。先物取引所は経済活動の盛衰を反



平成8年、3取引所の合併調印式

映するという観点に立てば、愛知県の経済が盛んであった証明であり、県民の投機心も旺盛であったということだろう。

第2次大戦後は、まず名古屋繊維取引所(昭和26年2月)、豊橋乾繭取引所(同年5月)、蒲郡綿布取引所(昭和29年2月)が誕生するが、蒲郡は翌30年6月に解散、代わって名古屋穀物商品取引所が昭和31年8月に誕生、以来40年間にわたって取引所鼎立時代が続く。

中でも名織は毛糸の人气が高く、豊乾では仕手戦がしばしば繰り広げられ、名穀では大物相場師小川文雄が策動した。東海道を“赤いダイヤ”を満載したトラックが数珠つなぎで名古屋に向かっていているなどと報じられたこともある。

盛んだった中京地区3取引所が衰運に向かうのは、仕手戦防止対策の徹底、繊維産業の斜陽化などによるものだが、平成に入って単品取引所から総合取引所へと取引所統合機運が全国的に高まる。中部地区でもそうした流れが強まるが、名織は通産省所轄、名穀と豊乾は農水省所管と“省壁”が文字通り障壁となって「20世紀中は難しいだろう」といわれていた。だが、3取引所の出来高は細る一方で、識者の間では、統合しか生き延びる道はない、との見方が支配的になっていく。

「当時、名穀と豊乾の合併話が進む中で、豊乾の理事長だった河合圭吉から名織の理事長豊島半七に秋波が送られてきたのは紛れもない事実だった。三者合併の打診であり、豊島は同意したわけではないが、先走る一部マスコミの好餌となる。麻生からの怒りの電話は、その直後のことである。三者合併はもちろんど破算となった」(市場経済研究所編『フューチャーズ群雄の素顔』)

## 取引員協会の統合が突破口

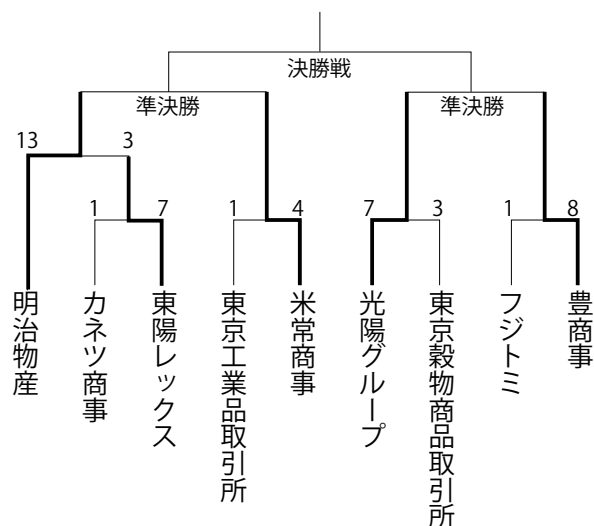
引用文中の「麻生からの怒りの電話」とは、合併話を新聞で知らされた麻生渡通産省商務流通審議官(現福岡県知事)が急拠、名古屋に乗り込んできて、「まさか本当に合併する気じゃないでしょうね」と横槍が入ったことを意味する。

「取引所の合併こそ頓挫するが、取引員協会の統合計画は進展する。取引員は3取引所に共通加盟しているところが多かったから話は案外スムーズだった」

名織の高木保男(東海交易社長)、名穀の大石俊司(大石商事社長)、豊乾の村橋実(丸村社長)の各取引員協会会長が合併で合意する。平成7年3月のことだった。そして、1年半後に3取引所が1つになって、中部商品取引所が誕生する。規制緩和、行政改革という時代の潮流の中で、省庁間の壁は破られた。初代理事長には豊島が就任、2代目伊藤礼史、3代目木村文彦と続くが、平成19年1月1日には大阪商品取引所を吸収合併、中部大阪商品取引所となって、今日に至る。今年3月には新しいビルも完成、逆風を突いて攻める構えである。＝敬称略

## 第17回商品取引員親睦野球大会

第17回商品取引員親睦野球大会が4月5日から開かれ、右表の通り1回戦で、東陽レックス、米常商事、光陽グループ、豊商事が勝ち上がり、2回戦では明治物産が勝った。1回戦、2回戦は朝日新聞社江戸川総合グラウンドで開催した。準決勝戦は夢の島球場(5月開催、日にちは未定)、決勝戦及び3位決定戦は千葉マリンスタジアムで(6月6日(金))開催する予定。



## 先物協会の今後の会議等の予定

第70回	制度政策委員会	4月17日(木)	14:00～	先物協会・会議室
第71回	制度政策委員会	5月13日(火)	14:00～	先物協会・会議室
第27回	広報委員会	5月15日(木)	14:00～	先物協会・会議室
第28回	総務委員会	5月19日(月)	14:00～	先物協会・会議室
第61回	理事会	5月30日(金)	12:00～	先物協会・会議室
第72回	制度政策委員会	6月12日(火)	14:00～	先物協会・会議室
第9回	通常総会	6月16日(水)	14:00～	東穀取・2階大会議